

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業実施要領</p> <p>第1 趣旨 高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金(以下「整備事業」という。)については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号)、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号)、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号)、<u>花粉の少ない苗木の生産拡大地方公共団体事業費補助金交付等要綱(令和6年12月17日付け6林整研第204号)、花粉の少ない苗木の生産拡大実施要領(令和5年11月29日付け5林整研第196号)</u>及び高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 目的 今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大及び<u>花粉発生源対策</u>に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者や<u>花粉の少ない苗木の生産拡大に向けた採種園・採穂園(以下「採種園等」という。)を整備する者、採種園等管理技術者の育成・確保を行う者及び苗木生産における労働力確保・育成を行う者</u>に対し、要綱別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3 補助事業者 [省略]</p> <p>第4 事業計画の作成 補助事業者が整備事業を実施する場合は、コンテナ苗生産基盤施設等整備事業計画(以下「事業計画」という。)を作成しなければならない。 補助事業者は、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、当該年度の事業計画を作成し、所管の林業事務所長(嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「林業事務所長」という。)を経由して、知事へ提出しなければならない。計画については、第4及び要綱別表第1に定めるもののほか、次によるものとする。 (1)事業計画は、利用計画等から見て事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであり、かつ、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。 (2)事業計画は、別記第1号様式により次に掲げる事項を定め、別記第2号様式により知事に申請するものとする。<u>ただし、イ及びエについては事業区分「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」に限る。</u></p> <p>ア 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等 イ 事業計画(個別指標) ウ 年度計画 エ 費用対効果分析結果報告書</p>	<p style="text-align: center;">高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業実施要領</p> <p>第1 趣旨 高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金(以下「整備事業」という。)については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号)、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号)、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号)及び高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 目的 今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者に対し、要綱別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3 補助事業者 [省略]</p> <p>第4 事業計画の作成 補助事業者が整備事業を実施する場合は、コンテナ苗生産基盤施設等整備事業計画(以下「事業計画」という。)を作成しなければならない。 補助事業者は、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、当該年度の事業計画を作成し、所管の林業事務所長(嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「林業事務所長」という。)を経由して、知事へ提出しなければならない。計画については、第4及び要綱別表第1に定めるもののほか、次によるものとする。 (1)事業計画は、利用計画等から見て事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであり、かつ、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。 (2)事業計画は、別記第1号様式により次に掲げる事項を定め、別記第2号様式により知事に申請するものとする。</p> <p>ア 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等 イ 事業計画(個別指標) ウ 年度計画 エ 費用対効果分析結果報告書</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5 事業計画の承認 ～ 第6 事業計画の変更 } [省略]</p>	<p>第5 事業計画の承認 ～ 第6 事業計画の変更 } [省略]</p>
<p>第7 評価等 補助事業者は、個別の施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領に基づいて、事前評価及び事後評価を実施するものとする。<u>ただし、事業区分「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」に限る。</u> (1)～(3) [省略]</p>	<p>第7 評価等 補助事業者は、個別の施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領に基づいて、事前評価及び事後評価を実施するものとする。 (1)～(3) [省略]</p>
<p>第8 その他 [省略]</p>	<p>第8 その他 [省略]</p>
<p>附則 [省略]</p>	<p>附則 [省略]</p>
<p>附則 <u>この要領は、令和7年5月14日から施行する。</u></p>	<p>附則 [追加]</p>

新旧対照表

改正後	改正前										
	別記 第1号様式										
	第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等										
	(単位:円)										
	事業区分	事業種目	工種又は施設区分 ①	工種又は施設区分 ②	工種又は施設区分 ③	令和 年度		令和 年度		合計	
						数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
	コンテナ苗生産基 盤施設等の整備	コンテナ苗生産基 盤施設等整備									
	合 計										
	(注) 1 工種又は施設区分①～③は、要綱別表第1から転記すること。										

別記 第1号様式

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等

	(単位:円)									
事業区分	事業種目	工種又は施設区分 ①	工種又は施設区分 ②	工種又は施設区分 ③	令和 年度		令和 年度		合計	
					数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
	合 計									

(注) 1 事業区分、事業種目及び工種又は施設区分①～③は、要綱別表第1から転記すること。

新旧対照表

改正後		改正前	
別記	第1号様式 第2～第4	[省略]	
	第2号様式～第5号様式	[省略]	
別記	第1号様式 第2～第4	[省略]	
	第2号様式～第5号様式	[省略]	